

日本赤十字社犬山市地区災害見舞金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害により被害を受けた者に対する災害見舞金(以下「見舞金」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害)

第2条 この要綱において「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震等の自然災害及び火災をいう。

(被災者)

第3条 この要綱において「被災者」とは、犬山市に在住する者のうち、災害により次の被害を受けた者をいう。

- (1) 自己の居住する住居を全壊又は全焼した者
- (2) 自己の居住する住居を半壊又は半焼した者
- (3) 床上浸水等により自己の居住する住居が日常生活できない状態にある者

(見舞金の額)

第4条 見舞金の額は、被災者の属する世帯主に対し次のとおり支給するものとする。

- (1) 前条第1号に該当する者にあつては、1世帯につき30,000円
- (2) 前条第2号及び第3号に該当する者にあつては、1世帯につき10,000円

(見舞金の支給)

第5条 日本赤十字社犬山市地区長(以下「地区長」という。)は、次の事項の確認を行ったうえ、被災者に対し、速やかに見舞金を支給するものとする。

- (1) 被災者の住所及び氏名
- (2) 被災の年月日
- (3) 被災者の被害状況
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、地区長が必要と認める事項

(見舞金の支給の制限)

第6条 被災の原因が被災者の故意又は重大な過失によるものと認められる場合は、見舞金の支給は行わないものとする。

2 市が災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を受けた場合は、その都度定めるものとする。

(見舞金の返還)

第7条 地区長は、偽りその他不正な手段により見舞金の支給を受けた者がある場合には、その者が受けた見舞金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、地区長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。